

2. 公募する事業の対象

本補助金の対象は、(1)に適合する(2)の事業とします。

(1) 対象事業の基本的要件

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること。
- ウ 別紙1に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 対象事業の要件等

実施対象事業は、環境省の委託事業による「国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業」で検証された事業又は脱炭素型金属リサイクルの推進に対し、資源の循環的な利用及び処分の基本原則から見た事業の有効性、エネルギー削減効果、CO₂排出量削減効果その他の環境負荷低減効果が検証された内容で、①～⑤のいずれにも該当することとします。

- ① 次のア～ウのいずれかの観点からエネルギー起源 CO₂ 削減に資する取組であること。
 - ア デジタル技術を用いたトレーサビリティ確保によりリサイクル原料の品質向上等に伴うエネルギー使用量の削減
 - イ 再生材の利用により天然資源が代替されることに伴うエネルギー使用量の削減
 - ウ 輸送・破碎・選別工程の高効率化その他のリサイクルプロセスの改善によるエネルギー使用量の削減
- ② 次のア～エのいずれかのテーマに関連する取組であること。
 - ア 再エネ関連製品（太陽光パネル、リチウムイオン蓄電池、風力発電ブレード）・ベース素材等における未利用資源の国内活用体制構築の実証
 - イ 白金族等のレアメタル等を対象とした脱炭素型回収スキームの構築及びリサイクル技術・システムの実証
 - ウ 再エネ関連製品（太陽光パネル、リチウムイオン蓄電池、風力発電ブレード）・ベース素材等の製品仕様情報と連携し、デジタルを用いたトレーサビリティを確保したリサイクル技術・システム構築の実証
 - エ その他脱炭素型金属等リサイクル技術・システムの実証
- ③ 新規性のある事業であり、当該事業に対し、他の法令及び予算に基づく補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に基づく補助金等をいう。補助金、交付金、その他相当の反対給付を受けないで行う給付金等が含まれる。）の交付を受けていないこと。
- ④ 実証終了後の出口戦略（例：再生材の用途、販売・調達見通し、事業化スケジュール等）が明確であること。

- ⑤ 実証の結果、業界内外での横展開により低炭素製品のリユース・リサイクル及びリサイクル素材の活用工程での省 CO2 化が促進される事業であること。

(3) 補助事業者 補助金の応募申請をできる機関は、次に掲げる者とする。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 地方独立行政法人法(平成15年法律第108号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ④ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ⑤ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- ⑥ その他環境大臣の承認を経て財団が適当と認める者

(応募申請する代表の機関等は、設立から1年以上経過していること。)

なお、補助金の管理等については、補助事業者の経理担当部局が行う必要があります。

(4) 事業の実施体制

補助事業の実施について、単独の事業者による事業、又は複数の事業者が参画する共同事業のいずれの形態で行うことも可能です。複数の事業者と共同で補助事業を実施する場合には、代表の事業者(以下、「代表事業者」)を決めていただきます。他の事業者を共同事業者とします。代表事業者は、事業に関する応募書類の提案者となるほか、応募事業の審査過程に関する連絡・対応に当たり、総括的な責任を有します。代表事業者は、事業が採択された後は、円滑な事業推進と目標達成のために、事業の参画者を代表してその事業推進に係る取りまとめを行うとともに、事業の参画者の役割分担を含む事業計画の作成及び見直しに係る調整等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくこととなります。

なお、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり財団及び環境省が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

また、複数の事業者を実施体制に含めようとする場合には、当該事業者は事業の実施に当たり必要不可欠な者に限るものとします。

(5) 補助金の交付額

原則として補助対象経費(「4.(2) 補助対象経費」p.10参照)に次の割合を乗じて得た額を補助します。

補助率：2分の1、または3分の1 (p.28別表2による)

(6) 補助事業期間

事業実施期間は原則として、事業採択後の契約締結日から令和6年2月末までとします（継続事業の場合を除く）。事業の内容や進捗状況に応じて事業期間終了時期を前倒しすることが可能です。複数年度で行う事業の実施者は、毎年度の実証事業の達成目標をあらかじめ設定し、目標の達成について自己評価を行っていただきます。設定した目標の達成状況等については、各年度末に評価審査委員会による中間評価を行うこととし、事業継続実施の可否について審査します。なお、複数年度の事業の実施は、評価審査委員会において事業継続が認められ、かつ各年度における本事業の予算が確保された場合に行われるものとなります。